

平成十八年三月二十九日提出  
質問第一九二号

外務省在外職員健康管理休暇に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 外務省在外職員の健康管理休暇に関する第三回質問主意書

標記案件については、平成十八年三月七日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十七日に答弁書を受領した。更に同年同月二十日に再質問主意書を提出し、同年同月二十八日に答弁書を受領した。これらを踏まえた上で再度質問する。

一 観光地の定義如何。

二 ソロモン、フィジー、ミクロネシアを外務省は観光地と認識しているか。

三 在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在ミクロネシア日本国大使館、在シンガポール日本国大使館、在ホノルル日本国総領事館の所在地における気温、湿度等の気象データを明らかにされた  
い。

四 在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在ミクロネシア日本国大使館からの現地の自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しいことについての直近の報告の内容を明らかにされたい。

五 政府は四の報告は現地の実状を正確に反映するものと認識しているか。

六 外務省として在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在ミクロネシア日本国大使館を健康

管理休暇の対象から除外する考えはないか。

右質問する。